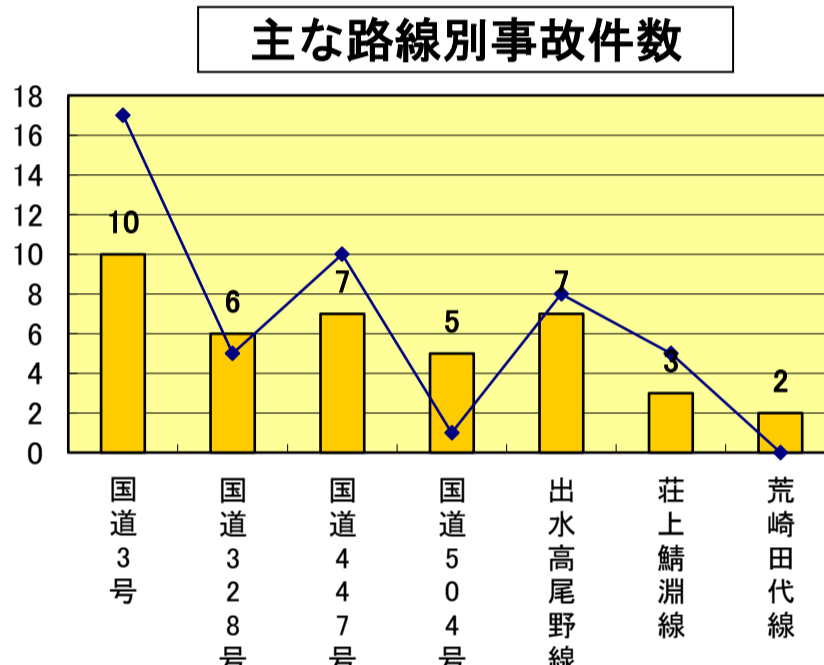
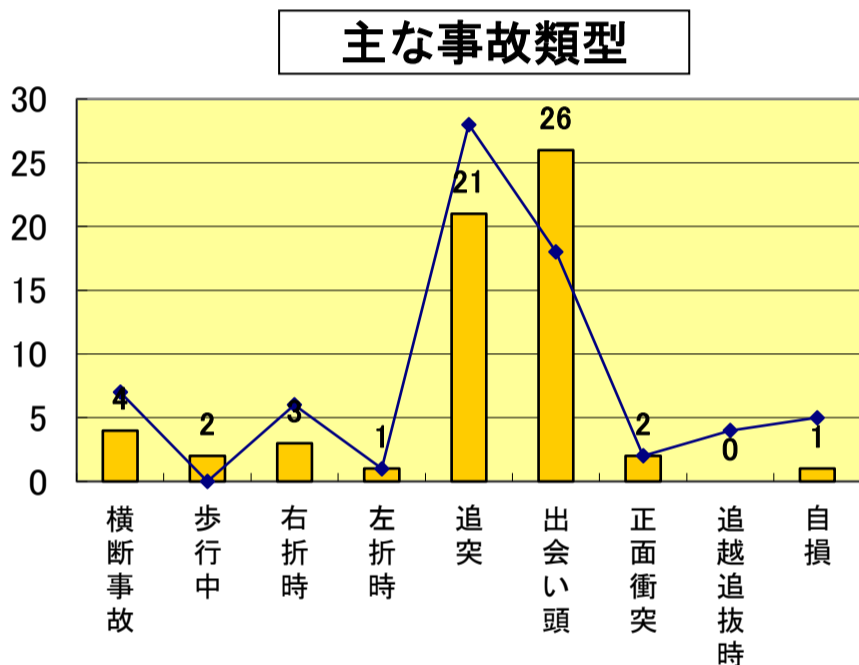
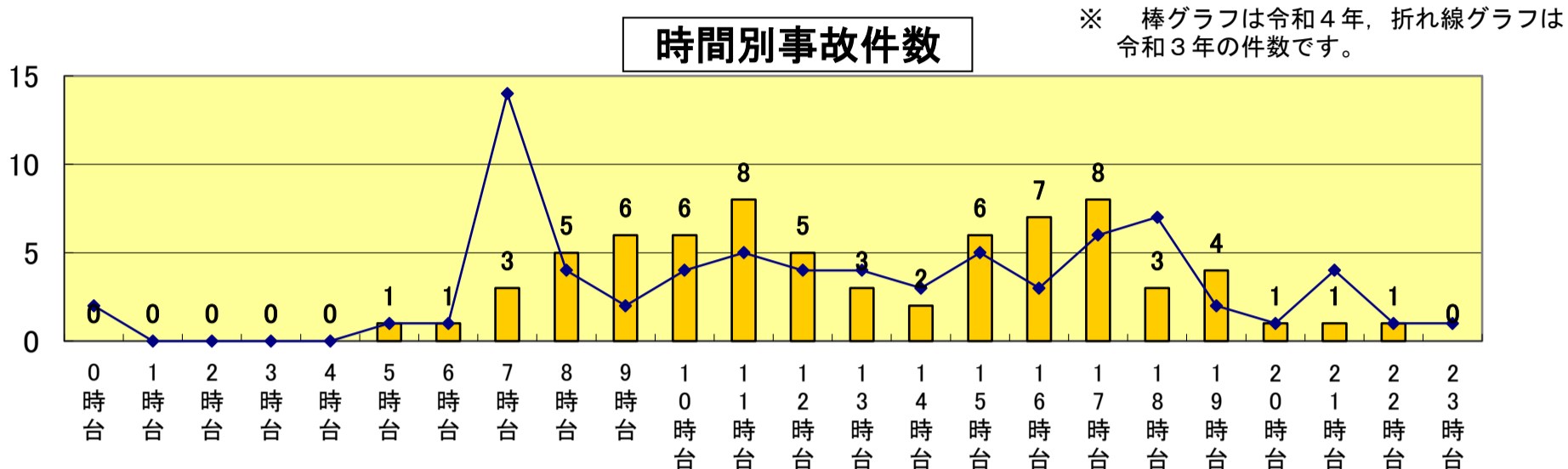




速度取締りの指針

令和5年2月
出水警察署

1 出水警察署管内における事故(人身事故)の実態



☆ 出水警察署管内の人身事故を分析した結果
 ○ 午前中、午後3時から午後5時
 ○ 国道3号、国道447号、県道出水高尾野線での発生は減少しており、取締りに一定の効果がみられますが、依然として同路線における事故の発生が多発しているほか、前方不注意、左右の安全確認不十分を原因とする追突や出会い頭事故が多数発生している傾向があります。

☆ 令和4年中、速度超過による人身事故の発生はありませんが、過去に、最高速度違反や道路状況等に応じた安全な速度で運転しなかったことが原因の重傷事故が発生しています。

2 出水警察署の速度取締り重点路線

路線	区間	規制速度	重点時間帯
国道3号・328号・447号	出水市	40km/h ～ 50km/h	07:00～22:00
県道出水高尾野線	出水市	40km/h ～ 50km/h	07:00～22:00
県道庄上鯖淵線	出水市	40km/h ～ 50km/h	07:00～22:00

☆ 上記路線は、取締り要望の多い路線で、速度違反による事故の発生が予想される路線です。
 ☆ 速度取締りのほか、携帯電話・交差点関連違反・シートベルトの取締りを強化しています。
 ☆ 事故実態等により、上記以外の時間・場所でも速度取締りを行うことがあります。